

レバレッジETF等の信用取引に係る委託保証金の率の見直しに伴う 「受託契約準則」の一部改正について

2021年12月24日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「受託契約準則」の一部改正を行い、2023年1月10日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」において、レバレッジ指標等に連動することを目的とするETF等（以下「レバレッジETF等」といいます。）の信用取引に係る委託保証金の率が見直されることが予定されていることを受け、当取引所においても同趣旨の見直しを行うものです。

II. 改正概要

- レバレッジETF等の信用取引に係る委託保証金の率を、30%に当該指標の倍率を乗じた率（当該指標の倍率がマイナスの場合には、30%に0から当該指標の倍率を減じた額を乗じた率）とします。

（備考）

- 受託契約準則
第37条第1号a

III. 施行日

- 2023年1月10日から施行します。
- 改正後の受託契約準則第37条第1号aの規定は、この改正規定の施行の日以後に行う信用取引について適用し、同日前に行った信用取引については、なお従前の例によります。

以上